

日本脳神経内科血管治療研究会
Japan Society of Vascular and Interventional Neurology (JSVIN)

会則

2018年11月23日策定
2019年9月14日改訂
2019年11月22日改訂
2020年8月31日改訂
2021年2月12日改訂
2021年8月21日改訂
2022年2月14日改訂
2022年8月6日改訂
2023年4月1日改訂
2023年8月19日改訂
2024年9月1日改訂
2025年5月27日改訂
2025年9月20日改訂

第1条（総則・名称）

本会は、日本脳神経内科血管治療研究会（以下「本会」）と称し、英文では Japan Society of vascular and Interventional Neurology（JSVIN）と表記する。

第2条（事務局）

本会は主たる事務局を国立病院機構大阪医療センター 大阪府中央区法円坂2丁目1番14号に置く。

- （1）事務局は会員への連絡、会員名簿および会計の管理、当番世話人への支援などの諸業務を行う。
- （2）本会は、ホームページや電子メールを最大限に活用し、会員への連絡、会告などの運営を行う。

第3条（目的）

本会は、内科的視点で、脳血管障害に対する血管内治療及び関連する診断・治療に関する基礎的、臨床研究知見及び最新情報を会員と共有することによって、診療の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- （1）学術集会の開催（原則として年1回程度開催する）
- （2）会員相互の連絡および親睦
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員）

本会の会員は、次の2種とする。

- （1）正会員 本会の目的に賛同し、その達成に協力する医師および医療関係者
- （2）賛助会員 本会の目的達成のために協力を希望し、世話人会が入会を認めた個人及び団体
- （3）会員総会 正会員によって構成され、年1回学術集会に併せて開催する

第6条（入会と退会）

- （1）本会の正会員または賛助会員になることを希望するものは、所定の用紙に必要事項を記入、本会の事務局に申し込む。
- （2）退会を希望するものは、所定の用紙に必要事項を記入、本会の事務局に申し込む。

(3) 会員が年会費を3年以上滞納したときは、その資格を喪失する。

第7条 (役員)

本会は、次の役員を置く。

- (1) 代表世話人 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 世話人 若干名 (40名以内)
- (4) 当番世話人 各回1名
- (5) 監事 1名
- (6) 世話人会の定めにより、顧問を置くことができる。

第8条 (役員を選任と任期)

- (1) 世話人は、会員の中から推薦され、世話人会の議決によって定められる。
- (2) 代表世話人は、世話人の中から、世話人会の議決によって定められる。
- (3) 事務局長は、世話人の中から、世話人会の議決によって定められる。
- (4) 当番世話人は、世話人の中から、世話人会の議決によって定められる。
- (5) 監事は、会員の中から、世話人会の議を経て委嘱する。
- (6) 顧問は、世話人により推薦され、世話人会の議を経て委嘱する。
- (7) 役員任期は1年とし、会計年度と同じくして改選するが、再任を妨げない。
- (8) 顧問を除く役員は、就任する年の9月1日に、満65歳未満であることとする。

第9条 (運営)

- (1) 代表世話人は、本会を代表し会務を統括し、必要に応じて世話人会を召集する。
- (2) 事務局長は、本会の事務を処理する。
- (3) 世話人は世話人会を組織し、本会の運営に関する事項を審議し、本会を運営する。
世話人会は、世話人の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を認める。
- (4) 当番世話人は、年1回の学術集会を主宰する。
- (5) 監事は、本会の運営の活動を監査する。
- (6) 顧問は、本会の運営について、指導助言する。

第10条 (会費、会計)

- (1) 正会員、賛助会員は、別に定める年会費を納入する。
- (2) 本会の経費は年会費、その他の収入を以て当てる。
- (3) 学術集会の経費は参会費、その他の収入を以て当てる。
- (4) 本会の経費から、学術集会開催への補助を行う。
- (5) 本会および学術集会の会計は、監事の監査を受け、世話人会に報告する。
- (6) 予算および決算は世話人会の承認を受ける。
- (7) 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、5月31日に終わる。

第11条 (協議事項)

本会会則は世話人会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって変更することができる。ただし委任状を認める。

第12条 (細則)

本会の事業の施行について必要な細則は、世話人会の議決によって定められる。

付則

- (1) 年会費は、正会員3,000円、賛助会員 一口100,000円 (一口以上) とする。
- (2) 本会会則は2018年11月23日より実施する。

日本脳神経内科血管治療研究会
Japan Society of Vascular and Interventional Neurology (JSVIN)

細則

第1条 (総則)

この細則は、日本脳神経内科血管治療研究会 会則第12条の規定に基づき、本会の事業の施行について必要なことを定める。

1) 委員会

第2条 世話人会は、重要事項を諮問するための委員会を置くことができる。委員会は世話人会の諮問に応じて重要事項を審議するものとする。

第3条 常置委員会として以下の委員会を置く。1) 広報委員会

第4条 委員会は世話人会により選任された委員と本会事務局で組織する。

第5条 委員会は委員長1名、委員若干名をもって構成する。

第6条 委員長ならびに委員の任期は2年とし、再任は妨げない

2) 広報委員会

第7条 広報委員会は本会ホームページの管理・運営を含む広報活動に関する職務を行う。また、本会の主催・共催・協賛・後援等に関する規程に従い依頼案件の審議を行う。

第8条 主催・共催・協賛・後援等に関する規程は、広報委員会と事務局の協議により決定し、世話人会で承認を得る。

第9条 主催・共催・協賛・後援等に関する規程を以下のように定める。

日本脳神経内科血管治療研究会 (JSVIN) 主催・共催・協賛・後援等に関する規程

第1条 (目的)

本規程は、日本脳神経内科血管治療研究会 (以下「本会」という) が関与する催しにおける本会関与の適否についての基準及び関与手続きを定めることを目的とする。

第2条 (定義)

(1) 「主催」とは、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。

(2) 「共催」とは、本会を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。主体が本会を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その催しへの本会の関与度合いが強い場合をいう。

(3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べて、その催しへの本会の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。

(4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

第3条 (基準)

(1) 主催及び共催

本会が催しを主催又は共催する場合には、会則第3条(目的)及び第4条(事業)

に則っていることを基準とし、営利を目的としてはならない。

(2) 協賛及び後援

本会会員その他団体等が主催する催しに関して協賛又は後援依頼があった場合には、次に掲げるすべての要件を満たすことを基準として、個別に適否を判断する。

- ・脳神経内科学、脳血管内治療と関わりがあるテーマや集会であること
- ・少なくとも1名以上の本会会員が関わる会であること
- ・参加者を広く公募する会であること
- ・営利を目的とせず、かつ特定の団体等の宣伝に利用される恐れがないこと

第4条 (審議)

本会が催しを共催、協賛または後援するときは、広報委員会がその可否を検討し審議する。

第5条 (依頼方法)

本会に催しの共催、協賛または後援を依頼する場合は、依頼者は別に定める様式による依頼書を本会へ提出しなければならない。

第6条 (協議事項)

本規程の改正は広報委員会で決定し、本会世話人会において承認する。

附則 この規程は2023年4月1日から施行する。

第10条 この細則に定める事項のほか、本会の運営に必要な規約は別に定めることが出来る。

附則

制定 2023年4月1日

役員一覧 (2025年9月20日更新)

| | | |
|-------|-------|---------------------------|
| 代表世話人 | 山上 宏 | 筑波大学医学医療系 脳卒中予防・治療学 |
| 事務局長 | 尾原信行 | 神戸市立医療センター中央市民病院 脳神経内科 |
| 世話人 | 天野達雄 | 青木病院 |
| | 井上 剛 | 川崎医科大学総合医療センター 脳卒中科 |
| | 板橋 亮 | 岩手医科大学 神経内科・老年科 |
| | 岩田智則 | えびな脳神経クリニック |
| | 上床武史 | サンテ溝上病院 脳血管内科 |
| | 遠藤 薫 | 仙台市立病院 脳神経内科 |
| | 大村眞弘 | 名古屋市立大学 脳神経内科 |
| | 岡崎周平 | 国立病院機構大阪医療センター 脳神経内科 |
| | 神谷雄己 | NTT 東日本関東病院 脳血管内科 |
| | 木村健介 | 水戸済生会総合病院 神経内科 |
| | 國枝武伸 | 関西医科大学附属病院 脳神経内科 |
| | 河野智之 | 広島市民病院 脳神経内科 |
| | 近藤竜史 | 埼玉石心会病院 脳血管内治療科 |
| | 坂口 学 | 大阪急性期・総合医療センター 脳神経内科 |
| | 進藤誠悟 | 熊本赤十字病院 脳神経内科 |
| | 新保淳輔 | 新潟県立新発田病院 脳神経内科 |
| | 鈴木健太郎 | 日本医科大学武蔵小杉病院 脳神経内科 |
| | 高田達郎 | 手稲溪仁会医療センター 脳卒中センター |
| | 高橋 賢 | 札幌白石記念病院 脳神経内科 |
| | 武澤秀理 | 済生会滋賀県病院 脳神経内科 |
| | 立石洋平 | 長崎大学 脳神経内科 |
| | 田中寛大 | 近畿大学病院 脳卒中センター |
| | 傳法倫久 | 埼玉医大総合医療センター 神経内科 |
| | 藤堂謙一 | 東京女子医科大学 脳神経内科 |
| | 土井尻遼介 | 岩手県立中央病院 脳神経内科 |
| | 中垣英明 | 福岡市民病院 脳神経内科 |
| | 早川幹人 | 筑波大学医学医療系 神経内科 |
| | 古井英介 | 石川記念会 HITO 病院 脳神経内科 |
| | 松本省二 | 藤田医科大学 脳卒中科 |
| | 宮下史生 | 鹿児島市立病院 脳神経内科 |
| | 矢澤由加子 | 広南病院 脳血管内科 |
| | 山崎英一 | 横浜新都市脳神経外科病院 脳神経内科・血管内治療科 |
| | 山田丈弘 | 京都第一赤十字病院 脳神経・脳卒中科 |
| | 山本伸昭 | 徳島大学病院 脳神経内科 |
| | 吉江智秀 | 国立循環器病研究センター 脳血管内科 |
| 監事 | 中垣英明 | 福岡市立病院 脳神経内科 |
| 顧問 | 坂井信幸 | 医療法人清仁会シミズ病院 院長 |
| | 峰松一夫 | 日本脳卒中協会 理事長 |
| | 木村和美 | 熊本大学 脳神経内科 特任教授 |

以上